

令和2年12月8日開催

第 25 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第25回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月8日(火) 午後1時00分

2. 開催場所 みついしふれあいプラザ

3. 出席委員 10 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主幹	神	谷	貴史
(兼)農政課参事	森	宗	厚志

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第6号 新ひだか町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の結果について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>職務代理</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年12月8日招集、第25回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の欠席者はありません。 以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。</p> <p>挨拶</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、1番酒井委員、2番山野委員にお願いいたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題とします。 報告第1号1番及び2番を一括して議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については2件です。 議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番及び2番を議案書をもとに説明】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>なければ、議案第1号1番及び2番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですが (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号1番及び2番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の議案第1号、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とし、議案第1号1番及び2番を一括して議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認については2件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番及び2番を議案書をもとに説明】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>なければ、議案第1号1番及び2番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですが (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番及び2番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第2号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、農業経営安定のため構成員から使用貸借している農地を買い受けるものです。</p>

なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

6番 議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号1番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第2号2番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、経営移譲のため父より生前一括贈与を受けるものです。
なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可することと決定します。

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、経営移譲のため父より引き続き借り受けるものです。
なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを許可することと決定します。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番ですが、経営効率化を図るため引き続き農地を借り受けるものです

	<p>なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
2番	<p>議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第2号4番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第2号4番はこれを許可することと決定します。</p>
議長	<p>次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第3号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番ですが、良好な農地に改良する砂利採取のための一時転用です。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
8番	<p>議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。事務局より議案第4号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については28件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第4号1番を議案書をもとに説明】</p>
事務局	<p>順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。 なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
5番	<p>議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p>

(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番の集積計画を決定することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位4番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号4番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号4番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位5番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位5番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

【議案第4号5番を議案書をもとに説明】

順位5番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号5番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号5番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位6番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位6番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

事務局 **【議案第4号6番を議案書をもとに説明】**

事務局 順位6番ですが、営農条件の良好な農地に拠点を移し営農を継続するため、農地を借り受ける
のです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第4号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号6番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号6番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位7番から28番についてを議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

それでは、順位7番から28番は利用権の再設定になりますので議案書の説明を省略させていただきます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

	(質問、特になし)
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号7番から28番までの集積計画を決定することに異議ございません (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号7番から28番までの集積計画について、これを決定とします。
議長	次に、議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第5号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については3件です。議案書をもとに説明します。 【議案第5号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、宅地が連続した都市計画区域内にある農地であり、この度ここを地目整理し処分するために願出がありました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、周囲は宅地化されており、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	順位2番の審議の前に、8番前谷委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。 (8番前谷武志委員 退室)
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。 【議案第5号2番を議案書をもとに説明】 順位2番ですが、長年農業施設が建っている農用地区域内の農地ではありますが、この度ここを農業用施設用地に地目変更し、後継者へ贈与するべく証明願いが出されております。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、すでに農業用施設が建っており、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。 (なしの声)
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。

	(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。それでは、8番前谷委員の入室を認めます。 (8番前谷武志委員 入室)
議長	次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。 【議案第5号3番を議案書をもとに説明】 順位3番ですが、宅地と隣接した農業用施設が建っている農用区域内の農地ではありますが、この度農業施設用地として整理するべく証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、すでに農業用施設が建っており、今後営農作付けをする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいです。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号3番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号新ひだか町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の報告についてを議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の説明を行いますので別紙資料をご覧ください。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、今後とも農地パトロールを実施しながら、荒廃農地を出さないよう、皆様のご協力を願います。
議長	以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第15回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午後1時55分) 以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。 令和2年12月8日(議事録調整日 令和2年12月28日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟

म

रु

,

—

—

१०

—

१०

—

:L

:L

ل

—

:

;

—

:

:

か。

—

+

+

+

：

か。

—

：

お

—

—